

山口県報

令和7年
3月21日
(金曜日)

目次

○人委規則
在宅勤務等手当の支給に関する規則.....



在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

在宅勤務等手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第十二条の二及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）第十四条の二に規定する在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 職員給与条例第十二条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員若しくは学校職員（以下「職員」と総称する。）の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は二親等内の親族の住居

二 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）

三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 職員給与条例第十二条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十八条及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十八条に規定する時間外勤務代替休暇又は職員勤務時間条例第九条及び学校職員勤務時間条例第六条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日若しくは職員勤務時間条例第十条第一項及び学校職員勤務時間条例第七条第一項に規定する代休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務すること命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 職員給与条例第十二条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

(確認)

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員給与条例第十二条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項に規定する勤務（以下「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他これらの項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第六条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当を支給されている職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。

(支給期間等)

第七条 職員が新たに職員給与条例第十二条の二第一項及び学校職員給与条例第十四条の二第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、これらの項に規定する

人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員がこれらの項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。